長与町農業委員会会議録

平成２７年６月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２７年６月農業委員会総会

１．日時　　平成２７年６月２４日（水）　９時５５分から１１時００分

２．場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．出席委員（１６名）

会長　　１番　田中　稔

会長職務代理者　　２番　辻　末男

委員　　４番　入江　武則　　５番　白﨑　純範　　６番　河内　秀治

７番　井上　良信　　８番　柳原　厚志　　９番　山本　純博

１０番　山﨑　昌美　　１１番　柿本　正博　　１２番　柿本　香代

１３番　上杉　司　　１４番　浅井　春千代　　１５番　松尾　義徳

１６番　柿本　尚文

４．欠席委員（１名）

３番　山口　益子

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　１３番　上杉　司　　１４番　浅井　春千代

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣

農地・農政係長　　村田　佳美

農地・農政係主任　中山　高宏

事務局　おはようございます。定刻前ですが、お揃いですので、総会の開催に先立ち、報告をいたします。平成２７年６月の総会が開催されるに当たって、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で、総会を開催する過半数以上、１５人の出席であることを、ご報告いたします。本日の欠席者は、３番、山口委員お一人となっております。では、議長並びに議事等の進行を会長よりお願いいたします。

議　長　皆さんおはようございます。大変、雨の中にお集まりをいただきまして、ありがとうございました。挨拶の前に、申し上げたいことがございます。３年間、山﨑委員が頑張っていただきましたけど、本日の総会をもちまして、最後になります。最後に、山﨑委員にはお言葉を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いをしておきます。

それから、先日、北小学校の田植えにつきまして、地域の委員さん方はご出席を頂き、ありがとうございました。

それでは、平成２７年６月の農業委員会総会を開催いたします。まず初めに日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員２人を指名させていただきます。記録署名委員に１３番、上杉委員さん、１４番、浅井委員さんを指名いたします。

次に日程第２、本日の案件は、第１号議案、農用地利用集積計画についてが６件、議案はこの１号議案のみです。そして最後に報告事項となっております。報告事項では、榎の鼻の土地区画整理事業も順調に進んでいるようでして、宅地造成による届出が、今回多く出されているようです。後で報告を受けることにいたします。それでは、第１号議案農用地利用集積計画についてお願いいたします。

事務局　はい、事務局の方から申し上げます。第１号議案、農地利用集積計画についての１ページをお開きください。例月のことですが、朗読と説明をいたします。第１号議案、農用地利用集積計画について、上記議案を提出いたします。平成２７年６月２４日、長与町農業委員会会長、田中稔。提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法、第１８条の規定に基づき、農用地利用集積計画の決議を求められたので、提案する。

次ページ以降の規定、集計は省略させていただいて、５ページをお開きください。利用権設定の内容に入ります。

利用権設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は長与町本川内郷（地番）、田、面積は９５０㎡。２筆目が同じく（地番）、田、面積は９０２㎡。合計面積１，８５２㎡。利用権の種類は、２筆とも賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２７年７月１日から、３２年６月３０日までの５年間。年間の借り賃は、現物支給で、これも両方合わせて米１２０㎏です。新規になります。

設定の場所を説明いたします。７ページをお開きください。長崎多良見線上の〇〇バス停横から、手前に１３０ｍ程戻った道路左側になります。ご覧の通り、川に接した農道に隣接している所の（地番）と（地番）の、隣り合わせの２筆です。以上です。

議　長　　只今、事務局からの説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

７　番　　７番、井上です。（貸し主）さんは、昨年もこの案件としては出たんですけど、そのときに借り受けた方が、４月だったと思いますが、丁度田植え前だったですかね、そのときに亡くなって、田植えをすることが出来ず、（借り主）さんに、お願いをされたようです。それで、（借り主）さんの方が、新規ということでお願いするということです。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、ご質問並びに審議を終了いたします。申請者の内容及び説明の通り、許可することにご異議はありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しということですので、許可することに決定いたします。次の２件目から４件目迄の３件の利用権設定は同じ地区になりますので、続けて説明をお願いいたします。

事務局　　はい、事務局から申し上げます。３件とも利用権設定の内容を先に申し上げて、設定の場所はその後に説明をいたします。

まず、２件目の利用権設定です。８ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は長与町三根郷（地番）、田。２，９７３㎡の面積の内、１，３００㎡の利用です。残りの土地は、農家台帳でも確認しておりますが、主に柿を植えているということでございます。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２７年７月１日から、３０年６月３０日までの３年間、年間の借り賃は、現物支給での米〇〇kgです。これは継続になります。

次に、１０ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田。面積は１，２５９㎡と同じく、（地番）、田、１，１５９㎡の合計２，４１８㎡です。利用権の種類は、２筆とも賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２７年７月１日から、３０年６月３０日までの３年間、

年間の借り賃は合わせて、現物支給での米〇〇kgです。これも継続です。

次に、１２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は長与町三根郷（地番）、田、１，６２７㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２７年７月１日から３１年６月３０日までの４年間。年間の借り賃は現金での〇〇円です。新規になります。

続いて、３件分の設定の場所を説明いたします。１４ページをお開きください。３件まとめての位置図になります。まず３件の内の１件目からです。〇〇団地から少し離れた位置に、川が蛇行しているところがございます。この位置図の真ん中辺りですが、この場所が１件目の（地番）です。次に、位置図の左側手前、表示はしておりませんが、〇〇バス停の付近から、または長崎多良見線上の〇〇バス停横から入って、ＪＲ線の鉄道敷、踏切ですが、これを渡りまして、農道の両脇が（地番）、そして、（地番）が２件目です。次に３件目を申し上げます。今度は位置図の右側になります。〇〇橋を渡って、長崎多良見線を〇〇方面に９０メートル程行った場所から左側に入ります。これも表示はしておりませんが、（施設名）の裏手を過ぎて行った左手の（地番）になります。長崎多良見線から左側に入った付近からは、距離にしまして、２６０ｍ程です。以上です。よろしくお願いします。

議　長　　只今、事務局からの説明に関連して、地区担当委員さんから３件を含めての補足説明はありませんか。

８　番　　８番の柳原です。地元の委員として説明をいたします。借り主の（氏名）さん、８ページの分ですね。（借り主）さんは、農業に非常に熱心な方です。水稲とか琵琶とか野菜、またミカンを手広くされています。もちろん専業の方です。継続になっていまして、１０年以上前から、（貸し主）さんの方から借りられて、継続してされています。地主さんの（氏名）さんは、サラリーマンで農業の方が出来ないということで、（借り主）さんの方に作っていただいています。この後の田んぼを含め３件とも、国の事業の区画整理で行っている田んぼになります。

次の１０ページですね、これも借り主は、（氏名）さんで、貸し主が（氏名）さん。この（貸し主）さんは、若いうちは農業をされていましたが、最近、体調が良くなくて、長期間病院に入院されています。そして奥さんの方は、お勤めであったことから、農業に従事はあまりされず、１０年以上前からずっと、貸していらっしゃるんですよね。そういうことです。

それと、１２ページです。（氏名）さんが借り主で、（氏名）さんが（貸し主）です。これは新規ですけど、（貸し主）さん本人に、貸された理由をお尋ねしたんですけど、やはり（貸し主）さんの方も体調が良くないということで、どうしても自分ではできないという事で、（借り主）さんの方に貸すようにしたということです。以上ですが、よろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はありませんか。はい、１４番浅井委員。

１４番　はい。１４番、浅井です。水稲の場合、終期が６月３０日となっておりますけども、これでは稲が最終年は作られないと思いますが、どういう理由か、お願いします。

事務局　はい、事務局から申し上げます。今の御指摘あった内容につきましては、当然のことだと思っております。作物の種類によって、苗植えから生産までいくわけですけども、おっしゃったように米につきましては、秋口が刈り取りですので、この設定につきましては、若干の違和感もございます。担当課の方に本日総会終了後、直ちに内容を申し上げて、次回からの契約につきましては、一連の収穫までの中で契約を結ぶ指導をさせていただきます。よろしくお願いします。

議　長　委員さん方は、今の説明でご理解いただけたでしょうか。

１４番　はい。

議　長　ありがとうございます。一括して質問を受けましたけど、まだ他にご質問等があればお願いいたします。

１６番　１６番、柿本です。今、柳原委員さんからご説明がありましたけれども、当地区は区画整理事業を実施しているということですけども、今ドローンがよく言われてますが、この区画整理の防除体系ですね、水稲の防除、これは今リモコンヘリ等で集約的に防除体系化しているところもあるようですが、そのような体系でされているのか、またはそれぞれ各個人がされるのか、集団防除でされているのか、その辺りがお分かりであれば、教えていただければと思います。

議　長　８番、柳原委員お願いいたします。

８　番　８番の柳原です。今柿本委員さんから言われたように、防除の問題ですね、水稲の防除方法としては、ドローンやリモコンヘリを利用して行ってはおりません。各個人が防除を行っています。以上です。

議　長　１６番柿本委員、説明はよろしいですか。

１６番　はい、ありがとうございました。

議　長　他にご質問等はございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　何もご質問が無かったら、先程と同様に、３件の申請書の内容及び説明の通り、許可する事にご異議はありませんか。

【異議無しの声有り】

議　長　異議無しということですので、三件とも許可することに決定いたします。次の利用権設定の説明をお願いいたします。

事務局　事務局から申し上げます。１５ページをご覧下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)。利用権を設定する土地は、長与町嬉里郷（地番)、畑、１，９５０㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物はミカンです。平成２７年７月１日から、３０年６月３０日までの３年間。年間の借り賃は現金での、〇〇円です。これは新規になります。

設定の場所を説明いたします。１７ページをお開きください。この設定の場所付近にはポイントになるところがあまり見当たりませんので、概略説明になりますが、ご理解をよろしくお願いいたします。まず、岡郷の〇〇バス停を過ぎ、右側に入ります。すぐ左手に（施設名）が見えますが、そのまま山手に向かって登って行ったところになります。申し上げた（施設名）からの距離は設定された土地手前の紫色で示しているその他の道路、これは農道ですが、その先端までは９４０ｍ程、そこから道路は表示されていませんが、さらに、８０ｍ程先ではないかと思っております。一方、（地区名）の方からも道路がありまして、先程申し上げた農道の先端までは繋がっております。以上です。よろしくお願いいたします。

議　長　只今、事務局からの説明に関連しまして、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

９　番　９番山本です。貸主の（氏名）さん、この方は（役職名）を長くされておられた方ですけど、もう殆ど農業の方は奥さんがしていらっしゃるんですが、昨年体調を崩して、殆どみか

んの収穫が出来ないような状態です。それで、借主の（氏名）さんがすぐ横に畑を持っていらっしゃるために、相談があったという訳です。私に相談を頂いております。それは良いじゃないですかと申し上げていました。借主の（氏名）さんは、８０歳を過ぎていますが、殆ど１人で、３町近く持ってらっしゃいます。３年だけ借りるということです。非常にしっかりとした考えを持ってらっしゃる方なので、問題無いと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も質問が無かったら、これで審議を終了いたしますけどよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　申請時の内容及び説明の通り、許可することにご異議はありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しということですので、許可することに決定いたします。それでは、６件目、利用集積の最後になります。説明をお願いいたします。

事務局　　はい、事務局から申し上げます。１８ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、田、９０９㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２７年７月１日から３０年６月３０日までの３年間、年間の借賃は現物支給での玄米〇〇kgです。継続です。
これも先程ご指摘がありましたので、併せて担当課の方に指導をいたします。
　設定の場所を説明いたします。２０ページをお開きください。位置図で示しております、（施設名）は皆さん御存じかと思います。その（施設名）手前の右側、農道と水路を平行に沿って、７０m程行った、左手になります。以上です。

議　長　　只今、事務局からの説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

５　番　　はい。５番の白﨑です。この件につきましては、貸主の（氏名）さんも、もう８０を過ぎた高齢の方で、現在も農業出来ない状況でもございますし、また、借主の（氏名）さんは、現在ですね、水稲を出来ないという方の水田を借り受けて大型のトラクター、田植え機、コンバインを揃えやっておられますので、ちょうど（借り主）さんの田んぼの隣ということもございますし、問題無いと判断いたします。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございます。説明が終わりましたが、ご質問、ご意見ございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無かったら、ご意見、ご質問並びに審議を終了いたします。申請書の内容及び説明の通り、許可することにご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しということですので、許可することに決定いたします。以上で議案審議を終わりましたが、続けて、日程第３の報告事項に移ります。事務局より報告をお願いいたします。

事務局　　事務局から申し上げます。別紙の平成２７年６月、農業委員会総会報告事項になります。
１ページの方をお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書。１、当事者の氏名、住所及び職業。申請者は、譲渡人が４名いらっしゃいます。（氏名）さんと（氏名）さん。長与町吉無田郷（地番）、自営業。（氏名）さん、東京都江東区佐賀（地番）、自営業。（氏名）さん、東京都杉並区上荻（地番）、会社員。譲受人は（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、無職。２、土地の所在地、長与町吉無田郷（地番）、地目は台帳、現況共に畑、面積は２６８㎡。３、転用計画は、植林です。４、申請日は平成２７年６月２日。５、専決処分の日は、平成２７年６月１１日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。
平成２７年６月２４日、長与町農業委員会事務局長、松本廣。
２ページをお開きください。植林の場所を説明いたします。長崎多良見線から（地区名）に行く最初のバス停です。〇〇バス停と言いますけど、そのバス停からさらに６０ｍ程行ったところから左側に入って行きます。紫色のその他の道路、これですね。突き当たった、二

股になった場所から、左側に２０ｍ程行った、道路横の右上になります。以上です。

議　長　　事務局からの報告がありましたが、皆さん方から何かお尋ねはありませんか。

５　番　　５番の白﨑です。譲受人の（氏名）さんですけど、年齢が記入されておりませんけど何歳で、この植林と書いてありますけど、何を植林されるのか、樹種ですね。例えばヒノキとか杉とか、そういったものが分かれば教えていただきたいと思います。

議　長　　事務局は説明をお願いいたします。

事務局　　はい、事務局から申し上げます。譲受人の（氏名）さんの年齢は６０歳です。また、植林の内容については、榊、椿等の常緑樹、またはツツジ等、あるいは一部竹、以上となっております。

議　長　　５番白﨑委員、今の説明でよろしいですか。

５　番　　もう少しお聞きしますけど、時期が６月ですけど、この植え付けというのは大体、３月・４月の植え付けなんですけど、もう済んだということですか。植え付けは終了したということですか。お願いします。

事務局　　はい、事務局から申し上げます。今委員さんがおっしゃったように、植栽につきましては時期的なものがございます。ただ今回は、出来るものから植えていきたいという考え方がありまして、また追加的に竹を植えるという話も聞いております。出来るところから植栽をしていきたいという話です。それと譲渡人の方も、住所を申し上げました通り、遠方にいらっしゃいます。そういう意味では出来るだけ早い時期に、譲り渡したいという気持ちがあっております。時期的には遅いかもしれませんが、今回の報告ということであげさせていただいております。

議　長　　５番白﨑委員、今の説明でよろしいですか。

５　番　　その樹種の中で、竹とおっしゃいましたよね。これは孟宗竹ですか。例えば竹を畑に植え

ると、長くなるとずっとよその畑に広がって、大変な事になると私は判断しています。以上です。

事務局　はい、事務局から申し上げます。先程、場所的を説明しましたけども、その上の段に孟宗竹がかなりの割合で生え、山林化しているような場所です。ただ竹につきましては、種類もございまして、孟宗竹では無いという風にお話をお聞きしておりますので、現地も確認をしながら対応していきたいと思っております。それと、参考に少し申し上げておきたいと思いますけども、先程委員さんおっしゃったように、栽培する際につきましては、大体時期的なものが、基本的にございまして、１１月から翌年の３月まで位に植林をするという基本的なこともございますが、これは関東とか、そういうところでございます。６月ですけども、適した物から植栽し、急げば間に合うのかなということも思っております。以上でございます。

議　長　１１番柿本委員お願いします。

１１番　竹とか、榊とかおっしゃいましたけれども、榊は、植林になるんですか。植林でなくて、花木で切って売るわけですから、転用では無いような気がしますが、ツツジとかですね、その辺りはどのような判断を事務局はされていますか。

事務局　はい、事務局から申し上げます。内容につきましては、本人のご希望でそういう樹を植えるということでございますけれども、基本的には観賞用という考え方で、こういうものを植えたいという考えが元々ございました。ですから商売にするとかですね、他の方に苗木を分けたりする考えは、全く無いということでございます。

議　長　只今の説明でよろしいですか。

１１番　すいません、もう少し教えてください。そしたら、畑から林地に転用ということで良い訳ですね。

事務局　はい、これは今おっしゃったように、転用の届出ということでございます。それとまた少し説明不足ですので申し上げますけども、転用に関しての考え方でございます。山林とか、植林とかいうものがございますが、今回は植林ということでございますけども、一定の年月、例えば各図書を見ますと、全国農業会議所から出た資料とか、他の市町で出された資料等を見ますと、３年から５年間は、植えた樹木等が成長する過程の中で、一定の期間を経なけれ

ば、植林とか山林とかいうことに見做さないという規定もございます。そこを最終的に広く見たところで、事務局も確認を行きますが、最終的な判断は（施設名）の方でいたします。農地の転用ということで、農地では無いという判断が立つということになっております。

それと転用の項目の中で、２２項目程ございまして、植林につきましてはですね、具体的なものは出ておりませんが、雑種地と、植林して樹木が成長するまでは、雑種地という判断になるのではないかということで考えております。

議　長　　只今の説明で委員さんは納得していただきましたか。

１１番　　はい、ありがとうございました。

議　長　　他にございませんか。

１６　番　　はい、１６番柿本です。基本的な事をお伺いしたいんですが、市街化区域内農地を転用する場合には、転用目的は先程も審議されておりますけども、植林転用というのは果たして市街化区域内の農地になじむのかどうかということですよね。市街化区域内は、宅地造成をやりましょうとか、宅地化しましょうということで、区域設定がされてあると思うのですが、市街化区域の基本的な考え方をどう考えているのか。今後こういう事例が出た場合ですね、どういう対処をするのか。大変重要な問題と思いますけども。先程から白﨑委員さんも、ご指摘がありましたように、竹林は近くの宅地であっても、根が地下を這ってきて、その家に出てくる可能性があるわけですよね。そうした場合に色々と、後でトラブルが起こる可能性も出て来ますし、当初申し上げたように、市街化区域内の農地を、植林という転用目的は果たしてどうかな、と私は思います。

議　長　　それについてご説明をお願いしたいと思います。

事務局　　はい、事務局から申し上げます。これにつきましては私どもも、経験上初めての、届出でございまして、内部で検討しましたところ、回答が出ず、（施設名）の方にも、指導を仰ぎたいということでお尋ねをした経過がございます。そういう最中でこの、樹木の種類は別としまして、考え方の中で、先程も少し申し上げましたけども、一定の期間を見て、（施設名）で確認をして、そこが、そのものと化した折には、手続上、現地を見ながらですね、手続き上行っていくということでございました。今委員さんがおっしゃった分について、基本的には市街化区域については、市街化を促進する地域ということで、建物等が建築されてるのが主流になるかと思っていますが、今申し上げたようなことで判断して、今回の届出で上げさせ

ていただいたという経過がございます。

議　長　　１６番柿本委員、納得をされましたか。

１６番　　はい、わかりました。

議　長　　他にお尋ねしたいことはございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　無いようでしたら続けて、報告事項をお願いいたします。

事務局　　事務局から申し上げます。同じく農地法第５条の農地転用届出ですが、榎の鼻の土地区画整理事業内のヴューテラス長与北陽台で、２５件ございます。届け出の詳細を先に申し上げまして、その後に、別紙に一括して表示している場所をご説明いたします。

３ページの方をご覧下さい。１、当事者の氏名、住所及び職業。申請者は、譲渡人が（氏名）さん、長与町高田郷（地番)、農業。譲受人が（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)、会社員です。土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台、(街区番号)、１２２㎡と、(街区番号)、５３㎡の合計面積１７５㎡です。３、転用計画、宅地のみの売買です。４、申請日は平成２７年５月２６日。５、専決処分の日は平成２７年５月２７日。以下は１件目で申し上げた５条の届出と同じなりますので、省略をいたします。

次に４ページをお開きください。１、当事者の氏名、住所及び職業。申請者は、譲渡人が（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)、農業。譲受人が、(氏名）さん、長崎市赤迫（地番)、会社員です。２、土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台、(街区番号)、１４４㎡と（街区番号)、そして、これに記載はしておりませんが、原野の５６㎡がございます。この原野を合わせまして、合計面積２００㎡です。

今、№.２の土地の所在地まで申し上げましたが、ヴューテラス長与北陽台で申し上げる８件目までは、３の転用計画以降は、１件目で申し上げた内容とすべて同じになります。従いまして、２件目からの説明はＮｏ．２の土地の所在地までとさせていただいて、それ以降は省略をいたします。

５ページをご覧ください。１、当事者の氏名、住所及び職業。申請者は、譲渡人が（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)、農業。譲受人が、(氏名）さん、時津町西時津郷（地番)、会社員です。２、土地の所在地。ヴューテラス長与北陽台（街区番号)、３１㎡と（街区番号)、１７７㎡、合計面積が２０８㎡です。

６ページをお開きください。１、当事者の氏名、住所及び職業。申請者は、譲渡人が（氏名）さん。長与町高田郷（地番）、農業。譲受人が（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）、会社員です。２、土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台（街区番号）、２０７㎡です。

続いて、７ページをご覧ください。１、当事者の氏名、住所及び職業。申請者は、譲渡人が（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）、農業、譲受人が（氏名）さんと（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、御両人とも会社員です。２、土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台（街区番号）、４１㎡（街区番号）、これも記載していませんが、山林の１１０㎡、そして、（街区番号）、山林の２４㎡、合計面積１７５㎡です。

８ページをお開きください。６件目になります。１、当事者の氏名住所及び職業。申請者は、譲渡人が（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、農業。譲受人が（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、公務員です。２、土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台（街区番号）、１０４㎡と同じく（街区番号）、これも山林の６０㎡。合わせまして、合計面積が１６４㎡です。

９ページをご覧ください。１、当事者の氏名及び住所。申請者は譲渡人が（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、農業。譲受人が（氏名）さん、長崎市石神町（地番）、会社員です。２、土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台（街区番号）、２４㎡と同じく（街区番号）、これも山林の１４０㎡を合わせまして、合計面積が１６４㎡です。

１０ページをお開きください。８件目です。１、当事者の氏名住所及び職業。申請者は、譲渡人が（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、農業。もう１人が（氏名）さん。長崎市虹ヶ丘町（地番）、無職。譲受人が（氏名）さんと（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、（氏名）さんは病院の事務で、（氏名）さんは会社員です。２、土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台（街区番号）、３９㎡と（街区番号）、５４㎡、そして同じく（街区番号）、これも山林の８１㎡、合計面積が１７４㎡です。ここまでの８件がとりあえず２の土地の所在地までといたします。

次に、１１ページをご覧下さい。この届出は№.４の日にちが先程とは異なっておりますので、そこまで併せて申し上げます。１、当事者の氏名、住所及び職業。申請者は、譲渡人が（氏名）さん。長与町嬉里郷（地番）、無職。譲受人が（氏名）さん。長与町丸田郷（地番）、会社員です。土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台（街区番号）、１０５㎡と同じく（街区番号）、これも山林の７２㎡を併せまして、合計面積が１７７㎡です。３、転用計画。これは宅地のみの売買です。４、申請日は平成２７年６月５日。５、専決処分の日は２７年６月１１日。以下は先程申し上げておりました通り省略をさせていただきます。

続けて、１２ページをお開きください。これからも、説明もヴューテラス長与北陽台ですが、届出の日と専決の日が異なっておりますので、№.５までこの件のみ申し上げて、その後は先程と同じように、届出は№.３以降は再度省略をさせていただきます。１、当事者の氏名、住所、職業。申請者は譲渡人が（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）、無職。譲受人が、（氏名）さん。長与町吉無田郷（地番）、会社員です。２、土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台（街区番号）、２５７㎡です。３、転用計画、宅地のみの売買です。４、申請日は平成２７年６月１２日。５、専決処分の日は２７年６月２２日です。

１３ページをご覧下さい。１、当事者の氏名住所及び職業、申請者は譲渡人が（氏名）さん。長与町嬉里郷（地番）、無職。譲受人が、（氏名）さんと（氏名）さん。諫早市多良見町

木床（地番)。(氏名）さんは会社員で、(氏名）さんは、看護師さんです。２、土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台（街区番号)、１７３㎡です。

次に、１４ページをお開きください。１、当事者の氏名、住所及び職業。申請者は、譲渡人が（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)、無職。譲受人が（氏名）さんと（氏名）さん。長与町嬉里郷（地番)、ご両人とも会社員です。土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台（街区番号)、１２２㎡と同じく（街区番号)。同じく山林の５４㎡を併せまして、合計面積１７６㎡です。

１５ページをご覧下さい。１、当事者の氏名住所及び職業。申請者は、譲渡人が（氏名）さん、長与町高田郷（地番)、農業。譲受人が（氏名）さん、長与町高田郷（地番)、公務員です。２、土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台（街区番号)、８０㎡と、保留地で（街区番号)、８９㎡、合計面積１６９㎡です。

続けて１６ページをお開きください。１、当事者の氏名住所及び職業、申請者は、譲渡人が（氏名）さん、長与町高田郷（地番)、農業。譲受人が、(氏名）さん。長崎市岩見町（地番)、公務員です。２、土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台（街区番号)、１９５㎡です。

１７ページをご覧下さい。１５件目になります。１、当事者の氏名、住所及び職業。申請者は、譲渡人が、(氏名）さん、長与町高田郷（地番)、無職。譲受人が（氏名）さんと（氏名）さん、長与町三根郷（地番)、(氏名）さんは会社員で（氏名）さんは看護師さんです。

２、土地の所在地、ヴューテラス長与北陽台（街区番号)、１５㎡と、(街区番号２箇所）の、公衆用道路を併せた１５７㎡、合計面積１７２㎡です。

では届出の場所を、計画図の中で１５件合わせてご説明いたしますので、１８ページをお開き下さい。また、お手元の方に１枚物のカラー刷りがございます。ヴューテラス長与北陽台は航空写真で写したところでありますけども、これと併せてご覧いただきたいと思います。個々にはご説明しませんので、まとめて申し上げます。これは街区ごとに、先程詳細について説明しましたけども、丸数字で表示しておりましたところを、この地図で一括して表しているわけですが、ただし、個々に説明した街区での農地として転用された土地のみの表示になりますので、それと、口頭で申し上げた山林、公衆用道路、保留地はそれぞれの街区に隣接をしておりますので、この番号の横にあるということでご理解をいただきたいと思います。丁度場所的に北陽台高校の上部に、航空写真でもわかりますように、位置する場所でありまして、航空写真で見ていただきますと、まずは、赤い所、右手の方ですね。役場の横の川に隣接したところになります。ここは商業系の地区。それとその横ですね、少し見にくいですけども水色になりますか、ここが公益系の地区。それと、橙色ですかね、黄色に近い色ですけども、ここが第１分譲、それと、文字が書いてある所があります。ここが第２分譲。それと、今申し上げた全て、１５件が、第３期分、先程言いましたように北陽台高校の上部の辺りということになりまして。

それと先程の説明の中に、保留地という言葉を申し上げました。少し申し上げたいと思いますけども、保留地は組合が事業資金確保の為に分譲する土地でありますということで、換地で、先程街区を申し上げておりますけども、この街区につきましてはそれぞれの地権者の方が、所有している土地になります。それを売られるわけですけども、保留しているのは、組合が管理する土地で、例えば一般的には、公共用地とかですね、道路、公園とか、ライフラインをする整備する場所になりますが、そういう、保留地を持って分譲する土地の中の一

つに入れるということも、可能ということでございます。これも先程言いました公衆用道路ということでございますけども、これも組合の管理する保留地でありますので、同じようなことでご理解をいただければと思っております。長くなりましたが、以上で転用の報告を終わります。

議　長　　先程の案件と同じように、皆さん方から、何かお尋ねはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何もお尋ねが無かったら、続けて報告事項をお願いいたします。

【この後、平成２７年６月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会６月総会を閉会します。

【この後、以下の内容について説明が行われた】
【農業委員会視察研修について】
【地区別農業委員研修会について】
【農業生産法人について】
【農業バックアップ大作戦について】
【第３回長与・時津町農業委員研修会について】